

土 総 第 7 7 3 号
平成30年2月14日

総 務 部 営 繕 課 長 様
防 災 部 消 防 総 務 課 長 様
隠 岐 支 庁 農 林 局 長 様
隠 岐 支 庁 水 産 局 長 様
隠 岐 支 庁 県 土 整 備 局 長 様
農 林 水 産 部 各 課 長 様
各 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長 様
各 水 産 事 務 所 長 様
土 木 部 各 課 長 様
各 県 土 整 備 事 務 所 長 様
浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所 長 様
浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー 所 長 様
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長 様
宍 道 湖 流 域 下 水 道 管 理 事 務 所 長 様

土 木 部 長
〔 土 木 総 務 課 〕
〔 技 術 管 理 課 〕

総合評価方式で発注する工事及び業務委託における最低制限価格を設定した入札
(試行)の取りやめについて(通知)

著しい低価格入札を防止し、インフラの品質確保及び下請企業へのしわ寄せを防止することを目的として、平成27年3月18日付け土総第999号「最低制限価格を設定した入札の試行継続について(通知)」により、請負対象額1億円未満の総合評価方式で発注する工事及び設計金額1,000万円未満の業務委託(測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント)について、最低制限価格を設定した入札を試行してきたところで

す。
今般、平成29年9月29日付け総行第214号・国土入企第23号「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」で通知されたことを踏まえ、総合評価方式で発注する工事及び業務委託においては、最低制限価格を設定した入札の試行を取りやめ、今後は下記の取扱いとするので、適切な対応をお願いします。

なお、平成30年3月31日をもって、平成27年3月18日付け土総第999号「最低制限価格を設定した入札の試行継続について(通知)」は廃止します。

記

1. 総合評価方式で発注する工事について

総合評価方式で発注する工事の入札については、「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要

領」第3条に基づき、請負対象額にかかわらず低入札価格調査制度を適用する。

2. 業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）について

(1) 設計金額が1,000万円未満の業務委託

平成30年2月14日付け土総第784号「設計金額が1,000万円未満の業務委託（総合評価方式で発注するものを除く。）における最低制限価格を設定した入札の実施について」により、最低制限価格を設定した入札を実施する。

(2) 総合評価方式で発注する業務委託（設計金額にかかわらず）及び設計金額が1,000万円以上の業務委託

「島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領」第3条に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

3. 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事及び業務委託から適用する。